

大船渡市農業委員会委員候補者評価委員会設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、大船渡市農業委員会の委員候補者（以下「委員候補者」という。）の評価を行うため、大船渡市農業委員会委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）の運営等について必要な事項を定めるものとする。
(所掌事務)

第2 評価委員会は、委員候補者の評価を行い、意見を市長に報告するものとする。

2 評価委員会は、委員候補者の評価に当たり、推薦され、又は応募した者の活動歴等の審査を行うとともに、必要に応じて、面接その他適当と認める方法により評価を行うものとする。

(評価委員)

第3 評価委員会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 副市長
- (2) 農林水産部長
- (3) 企画政策部長
- (4) 農業委員会会長
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4 評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、農林水産部長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 評価委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後

も同様とする。

(庶務)

第7 評価委員会の庶務は、農業委員会事務局において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。